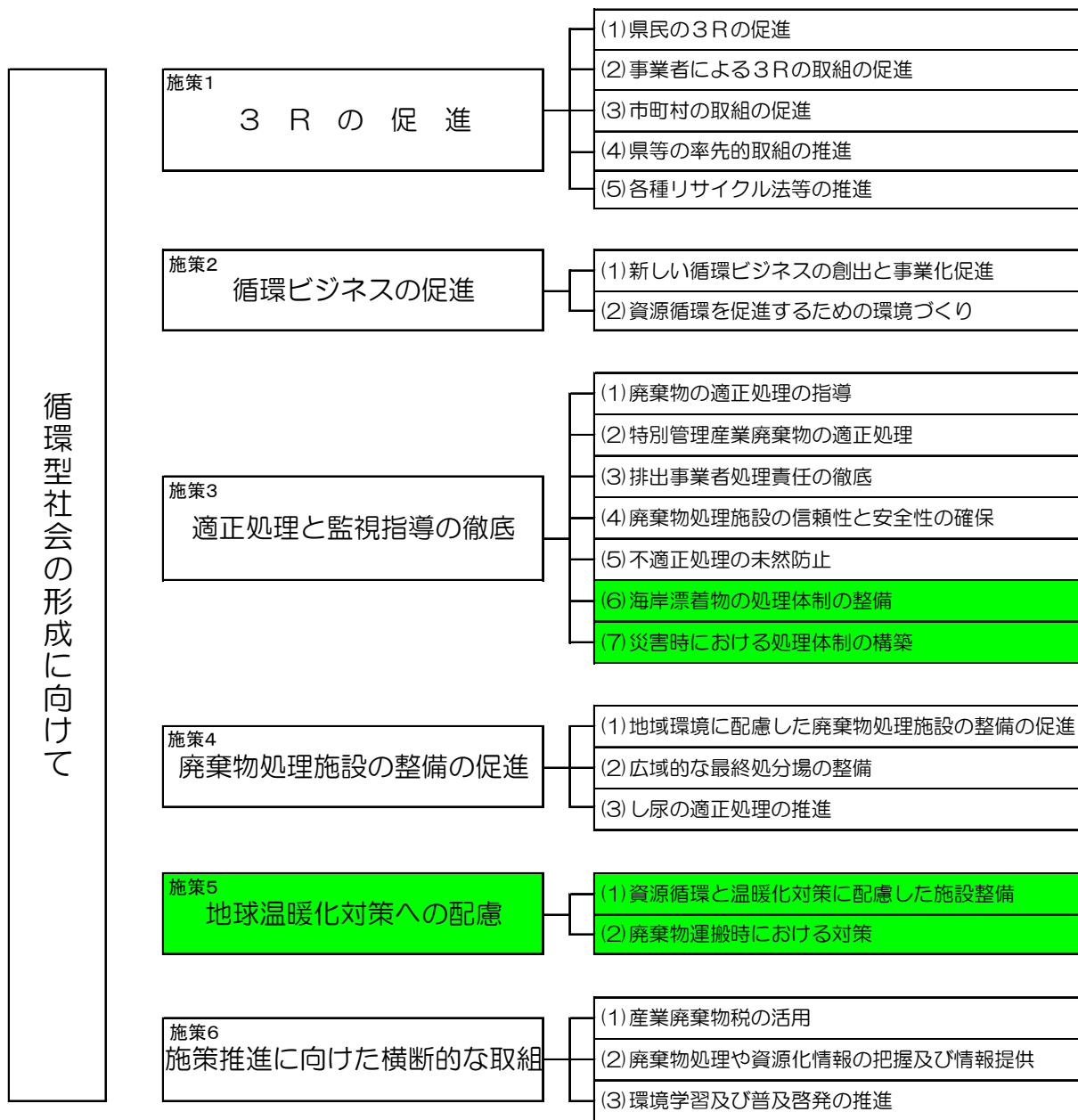


第5章 施策の展開

1 施策の方針

本計画では、第3章で抽出された課題への対応や第4章で掲げた目標の達成に向け、次の体系図（図45）に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進する。



■ 新たな施策

図 45 廃棄物処理計画における施策体系図

2 具体的施策

施策1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

(1) 県民の3Rの促進

- ① 廃棄物は排出者が責任をもって処理することが必要である。このため、県民は使い捨て商品の購入は避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、県民が商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発に努める。
- ② 市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組への協力や、家電リサイクル法に基づく特定廃家電製品の小売業者等への引渡し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく建築物の分別解体及び資源化を促進する。
- ③ 市町村や関係団体と連携し買い物袋を持参するマイバッグキャンペーンを展開するとともに、レジ袋の有料化など容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。
- ④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として大会、研修会等を開催することにより広く啓発を行うとともに、生ごみの資源化、ごみ処理の有料化などの課題について検討を行う。

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」
住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進するために平成5年に設立された。
事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等111団体（平成23年12月末現在）で構成されており、ごみ減量、再資源化、不法投棄対策の3部会がそれぞれ活動している。

(2) 事業者による3Rの取組の促進

- ① 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。

取組の強化

「多量排出事業者」
前年度の産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している事業者のことで、事業概要、計画期間、処理に係る管理体制に関する事項、排出の抑制に関する事項、分別に関する事項、再生利用に関する事項、処理に関する事項を記した計画や計画の実施状況を作成し知事に報告することが義務付けられており、また、知事はそれをインターネットにより公表することとされている（廃棄物処理法第12条第9項、第10項、第11項、第12条の2第10項、第11項、第12項）。

- ② 事業者による次の自主的取組を促進するための啓発、情報提供等に努める。
 - ・ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「ISO14001」や「エコアクション2.1」等の導入
 - ・ 生産工程の変更などによる廃棄物の発生抑制や、製造、加工及び販売段階での分別の徹底や簡易包装に対する取組等による減量化・資源化、廃棄物の発生が少ないリサイクルが容易な製品作りの取組
- ③ 市町村と連携して事業系一般廃棄物の発生抑制等を指導する。
- ④ 環境保全型農業を推進し、家畜排泄物の堆肥化等を促進する。
- ⑤ 排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。

(3) 市町村の取組の促進

- ① 「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。
- ② 市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。
 - ・ 最終処分量の削減及び資源化の推進
 - ・ 不用品の交換制度の導入など再使用、再生利用の推進
 - ・ 公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品の率直的な調達
- ③ ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の手法の検討を促進する。

(4) 県等の率直的取組の推進

- ① 「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、環境物品等の率直的な調達に取り組む。また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の排出量の削減等を推進する。
- ② 県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進する。また、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材については「あいち建設リサイクル指針」により再資源化を推進する。

(5) 各種リサイクル法等の推進

- ① 容器包装リサイクル法については、「愛知県分別収集促進計画」に基づき市町村と連携してその普及、浸透を図るとともに、分別収集の推進を支援する。

- ② 家電リサイクル法については、対象品目やリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。
- ③ 食品リサイクル法に基づく飲食業や食品製造業などの事業者に対して食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用促進のため周知を図るとともに、食品廃棄物の資源化等について検討を行う。
- ④ 建設リサイクル法及び「あいち建設リサイクル指針」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関の連携による建設工事現場のパトロールの実施などによりその促進に努める。また、関係事業者等に対して再資源化等施設に関する情報の提供を行う。
- ⑤ 資源有効利用促進法に基づき指定されているパソコン及び小型二次電池について製造等事業者による自主回収など再資源化を促進する。
- ⑥ 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理について啓発を行うとともに、同法に基づく自動車解体業者、破砕業者等への監視・指導を行う。
- ⑦ レアメタルを含む有用金属の再利用促進のため、県主催のイベントにおいて使用済小型家電の回収ボックスを設置し、県民にリサイクルを呼びかけるなど、小型家電のリサイクルについて、県民に周知を図る。

また、効率的なリサイクルを促進するため、県内で小型家電のリサイクルに取り組んでいる市町村と連携するとともに、まだ取り組んでいない市町村に働きかけ、広範囲からの使用済小型家電の回収に努める。

小型家電のリサイクルについて、国レベルで制度を整備するよう、国に働きかけを行う。

新規取組

＜参考＞小型家電のリサイクルに関する国の動向

使用済小型家電のリサイクルを促進するため、環境省は、消費者から料金を徴収せずに鉄やアルミニウム以外のベースメタルや貴金属、レアメタルの回収が見込まれる家電 45 品目の回収制度について検討を進めており、平成 24 年の法案提出を目指している。

施策 2 循環ビジネスの促進

あいちの産業技術を活かし、先導的な循環ビジネスの振興を図ります

(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進

産学行政の連携の拠点として「あいち資源循環推進センター」を運営し、「あいちエコタウンプラン」のもと、先導的で効果的な循環ビジネスの創出とその事業化を促進し、毎年度 3 件以上、先導的・効果的循環ビジネスを発掘・創出することを目指す。

- ① 先導的な循環ビジネスの事業計画づくりに向け、民間から派遣された「循環ビジネス創出コーディネーター」による相談や技術指導を実施する。

また、全県的に循環ビジネスの発掘・創出を図るため、知多・西三河・東三河の各ブロックにコーディネーターを配置し、その機能を強化する。

取組の強化

- ② 先導的、効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供、支援の場である「循環ビジネス創出会議」を様々な形態（セミナー、現地見学、プレゼンテーション）で開催し、事業化に意欲を持つ企業の事業化支援を行う。
- ③ 先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備（リデュース、リサイクル、ゼロエミッション関係施設整備）を推進しようとする企業に対して補助を行い、ものづくり愛知を静脈側から支えていく。 **取組の強化**
- ④ 東三河地域での下水汚泥、木質バイオマス、知多地域での畜産バイオマスなどそれぞれの地域に賦存する未利用資源を活用しながら「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に掲げた事業モデルの具体化を推進する。

「あいち資源循環推進センター」
 循環型社会づくりの産学行政の連携、協働拠点として、平成 18 年 5 月 11 日に設置。循環ビジネスの事業化相談や技術指導など県の施策を踏まえて、循環ビジネスの事業化支援を行う。

「あいちエコタウンプラン」
 地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設の計画的な設置を促進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることによって、環境と調和したまちづくりの推進を目的とする計画。平成 16 年 9 月に策定（平成 24 年度改訂予定）。

「循環ビジネス創出コーディネーター」
 先導的・効果的な循環ビジネスの事業化を検討している者に対し、あいち資源循環推進センターを拠点としてコンサルティング等を行う、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な経験を有する者。

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」
 地域の廃棄物や未利用資源を、リサイクル技術と新エネルギー技術を効果的に組み合わせ、新たな資源やエネルギーとして、地域内循環を進めることで、持続可能な社会づくりを目指す構想。平成 19 年 3 月に策定。

（２）資源循環を促進するための環境づくり

- ① メッセナゴヤを始めとする大型イベントの場を活用して優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル市場の拡大や新たな需要創出を図りつつリサイクル製品の販路拡大を支援する。
- ② 資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業への情報提供を行い、先導的な循環ビジネスの創出及び活性化を図る。
- ③ 資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を実施する。
- ④ 資源としての再生利用が確実な産業廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。
- ⑤ 事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合、県が事前の届出により製品の環境安全性等を審査する再生資源活用審査制度により、

再生資源の適正な活用を促進する。

- ⑥ 減量化・資源化施設の導入に対する融資制度（経済環境適応資金融資制度、環境対策資金融資制度等）の周知に努める。
- ⑦ 企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向け、ものづくり愛知として優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、マスコミの有効活用、表彰式の実施、事例集作成を通じて、広く事例を社会に紹介することによって資源循環の気運の高揚を図る。

「愛知環境賞」
愛知万博の開幕を機に、平成17年1月に創設。資源循環や環境負荷低減に関する企業や団体の優れた技術・事業・活動・教育の取組に対して表彰を行う。

施策3 適正処理と監視指導の徹底

安心・安全な地域環境を目指し、適正処理を徹底します

(1) 廃棄物の適正処理の指導

- ① 排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。
- ② 「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。
- ③ 悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正な処理の再発防止に努める。
- ④ 産業廃棄物処理の透明性を図り、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。

「マニフェスト」（産業廃棄物管理票）
産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際に交付する管理票で、廃棄物の種類、数量、運搬者又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するためのもの。
排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを把握することにより適正に処理、処分されたかどうかを確認できる。平成20年4月からは、前年度のマニフェストの交付状況等を毎年、知事へ報告することが義務付けられている。紙による管理票に加え、電子マニフェストによることもできる。

- ⑤ 平成23年4月1日より施行された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の活用により優良事業者の育成を図るとともに、優良事業者情報を公表し、排出事業者による利用を促進する。 取組の強化

平成28年度末における優良産業廃棄物処理業者数は、処分業（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）において、処分業許可業者（平成23年3月末現在愛知県知事許可571業者）の約1割の60業者とすることを目指す（平成23年9月末現在認定業者（処分業）8業者）。

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

- ① 感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 21 年 5 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。
- ② 特別管理産業廃棄物に該当するアスベスト廃棄物（廃石綿）については、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）（平成 23 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図り、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物については、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。
- ③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号。以下、「PCB 廃棄物特別措置法」という。）の施行 10 年後の国の検討結果を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成 20 年 3 月）について、見直しを含めた検討を行う。また、PCB 廃棄物の保管事業者に対して、PCB 廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内で保管されている PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」
県内における PCB 廃棄物を適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、平成 16 年 12 月に策定された計画（平成 20 年 3 月改訂）。平成 16 年 12 月から平成 28 年 7 月までを計画期間とし、「PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み」、「PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の体制」及び「PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進」などを内容とする。

(3) 排出事業者処理責任の徹底

- ① 多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。
- ② 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。また、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成 15 年条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき当該処理業者の能力の確認や現地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。
- ③ 廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があるため、処理を委託した処理業者による不法投棄など不適正処理事案については原状回復責任を負う排出事業者処理責任の周知徹底を図る。
- ④ 排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排

出事業者に対して、速やかに適正に処理されるよう必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。

- ⑤ 県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。

(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- ① 廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。
- ② 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県審査基準に基づき、事業者の能力や資力の適正な審査を行う。また、施設の稼動前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、専門家の意見を聴く。
- ③ 廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる検査の定期的な実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。 取組の強化
- ④ 民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。
- ⑤ 埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。

(5) 不適正処理の未然防止

- ① 不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県及び県事務所に「不法投棄等監視特別機動班」を設置し、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。

「不法投棄等監視特別機動班」
各県民事務所等に11班、県庁に1班の計12班を設置し、不法投棄等の未然防止に向けた管内の計画的なパトロール、過剰保管場所の適正化に向けた監視や指導、苦情や立入検査等により発見した不適正事案に対する監視や指導を行う。

- ② 各県民事務所に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。
- ③ 「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。

「地域環境保全委員」
 地域における環境の状況の把握及びその保全に関する活動の推進等のため、愛知県環境基本条例第 19 条に基づき設置されたもので、全市町村の合計 205 名が配置されている。

- ① 地域の環境の状況の調査・報告
- ② 県の環境保全施策への協力
- ③ 環境保全の自主的活動の推進
- ④ 地域環境保全連絡会議等への出席等の活動を実施している。

- ④ 県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の整備の見直しを図る。
- ⑤ 不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。
- ⑥ 土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去のための措置に協力するよう指導する。
- ⑦ 県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。
- ⑧ 市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。
 特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内 4 政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。
- ⑨ 県、国、政令市、名古屋海上保安本部、社団法人愛知県産業廃棄物協会、社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。
- ⑩ 自動車リサイクル法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。

新規取組

(6) 海岸漂着物の処理体制の整備

平成23年8月に策定した「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物の処理等海岸環境の保全のために必要な措置を行う。

海岸環境の保全について、情報提供、普及啓発を行う。

新規取組

(7) 災害時における処理体制の構築

災害時のし尿、生活ごみ、がれき等の廃棄物に関する震災廃棄物処理計画及び水害廃棄物処理計画が県内全市町村で作成されるよう、働きかける。

震災廃棄物処理計画 45/54 市町村（平成23年4月現在）

水害廃棄物処理計画 41/54 市町村（平成23年4月現在）

関係部局等と連携し、県内全市町村でがれき等の災害廃棄物の仮置きが可能な公共空間の確保及び拡充に努める。

災害廃棄物の処理について、他県や関係機関との連携を強化し、広域的かつ効率的な協力体制の確立を図る。

新規取組

<参考>災害時における処理体制

県では、大規模な地震災害に対処するため、「愛知県地域防災計画【地震災害対策計画】※1」を策定しており、その中で、災害時における廃棄物処理対策として、県や市町村が行う措置等について定めている（第3編第12章「環境汚染防止及び廃棄物処理対策」参照）。また、「あいち地震対策アクションプラン※2」において廃棄物処理体制を整備することを定めている。

※1 <http://www.pref.aichi.jp/bousai/boukei/rist-jisin.htm>

※2 <http://www.pref.aichi.jp/0000023782.html>

施策4 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

(1) 地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進

- ① 一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。
- ② 一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。
- ③ 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。
- ④ 産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、

排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。

- ⑤ 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。

(2) 広域的な最終処分場の整備

- ① 現在、財団法人愛知臨海環境整備センターが武豊町地先において、県内全域の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に、また、財団法人豊田加茂環境整備公社が豊田市内において、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に処分を行っている。

公共関与の広域最終処分場

事業主体		(財)愛知臨海環境整備センター	(財)豊田加茂環境整備公社
施設	設置場所	知多郡武豊町地先(衣浦港3号地)	豊田市御船町
	面積	47.2 ha	9.5 ha
	埋立容量	538 万m ³ 496 万m ³ (覆土除く)	199 万m ³ 149 万m ³ (覆土除く)
廃棄物受入計画	受入期間	平成 22 年 7 月～平成 35 年 4 月	平成 4 年 4 月～平成 35 年度
	受入廃棄物：受入地域	産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：同上	産業廃棄物：豊田市、みよし市及びその他一部県内 一般廃棄物：豊田市、みよし市及び同市を含む一部事務組合

広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は、次のとおりとする。

- 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
 - 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
 - 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。
- ② 広域的な最終処分場確保の今後の方向は、次のとおりとする。
- 県内全域を対象とする広域的な最終処分場として整備を進めてきた衣浦港3号地廃棄物最終処分場が平成22年度に供用開始したことにより、他の民間処分場等と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保された。
 - 県民、事業者等の3Rの取組等により、一般廃棄物・産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあり、環境への負荷を低減させるため、引き続き最終処分量の削減に努めていく必要がある。

- ・ しかしながら、廃棄物の減量化・資源化を進めても最終処分量をゼロにすることはできず、県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、施設の整備には課題が多い（民間事業者のみでの最終処分場確保の困難性、適地の減少等）ことから、公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも必要と考えられる。
- ・ 今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、次に述べる広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方（対象地域、規模、整備時期等）について検討に着手する。

新規取組

- ・ 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。具体的には、次の現行の広域エリアを基本としつつ、搬入距離などの地理的な要素、経済的、行政的な繋がり、適地の状況等を勘案し、エリア相互の境界の見直しも含めて検討する。
 - a 尾張エリア
名古屋市を始め尾張地域の市町村
 - b 西三河エリア
 - (a) 豊田市及びみよし市
 - (b) 衣浦港周辺 10 市 5 町（半田市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、常滑市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）
 なお、将来的には、西三河エリア全体のエリアも検討する。
 - c 東三河エリア
東三河地域の 5 市 3 町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）

（3）し尿の適正処理の推進

- ① し尿処理については、「全県域汚水適正処理構想」（平成8年6月策定、平成16年3月見直し）と整合を図りながら、下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を図る。
- ② 下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、浄化槽の普及及び浄化槽（単独処理）の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備による生ごみ等有機性廃棄物の堆肥化等の資源化を促進する。

施策5 地球温暖化対策への配慮

資源循環の推進に合わせて、温暖化対策にも配慮します

(1) 資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備

- ① 焼却施設で回収した熱を利用したごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化等）など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。廃熱利用に際しては、発電と温水利用等の組み合わせなど、効率的な利用が図られるよう、また、廃棄物系バイオマスの利活用にあたっては、回収方法、利用先、経済性等の課題に留意し促進を図るものとする。 新規取組
- ② 市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などによりごみ発電施設等の設置の促進を図る。また、民間事業者が設置する熱回収施設については、平成23年4月1日より施行された「熱回収施設設置者認定制度」の活用などにより設置の促進を図る。 新規取組

(2) 廃棄物運搬時における対策

低公害車導入に関する補助金、融資制度の周知や啓発活動により、廃棄物運搬車両における低公害車の導入を促進する。

また、優良産業廃棄物処理業者認定制度において、低公害車の導入状況が情報公開項目とされたことから、同制度の周知等の機会を利用して低公害車の導入について啓発していくとともに、エコドライブの実践について啓発していく。 新規取組

施策6 施策推進に向けた横断的な取組

情報の収集・発信、環境学習など、施策推進に向けて横断的に取り組みます

(1) 産業廃棄物税の活用

産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。

(2) 廃棄物処理や資源化状況の把握及び情報提供

- ① 最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を通じて広く県民に情報提供を行う。
- ② 市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。

- ③ PCB廃棄物については、PCB廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。
- ④ 廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例の紹介等の情報提供に努める。
- ⑤ 産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等のリサイクル関連情報、処理業者の最終処分場等処理施設情報、先駆的事业や試みに関する情報を提供する。

(3) 環境学習及び普及啓発の推進

- ① 愛知県教育委員会と連携して廃棄物に関する事項も盛り込んだ環境学習副読本を作成するとともに、学習教育の場や「あいち環境学習プラザ」を通して廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る。
- ② 循環型社会づくりや廃棄物処理についての理解を深め、減量化・資源化を促進するため、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発を行う。
- ③ 県民が日常の環境行動の効果を家庭生活と関連づけながら確認できるシステムを構築し、資源循環に関する意識啓発を図る。